

- ・外国から来る子どものマッチングは国によりいろいろなパターンがある。
 - (1) 養親候補者はグループで養子縁組を迎える国（中国など）に約 2 週間くらい滞在して現地でマッチングし、移民の手続きまで行って一緒に帰国する。
 - (2) ハーグ条約に入っている国は認定養子縁組機関のスタッフが現地にでかけて協議する（ブルガリアなど）。
 - (3) 韓国やコロンビア，ニカラグアなどはその国の出身者や遺伝的繋がりがある養親希望者に限定して養子縁組を行なっている。
- ・外国へ行く子どものマッチング： いないと思われる。

20 養子縁組の審判前の養育期間中の養子縁組機関による子ども，その実親および養親に対する支援はどのように行われていますか

子どもを迎えて養子縁組が終了するまでは，具体的には，委託後の生みの親のサポートとカウンセリングと養子縁組のための承諾書のアレンジ，委託後の養親のサポートとカウンセリングと 3 回の訪問，開放的養子縁組の調整のアシスト以外にも養子縁組に向けて裁判所への申請のための弁護士との調整，委託後の裁判所へのレポート作成のための準備，ケースの終了の準備と記録の保管，委託後の法的ファイルの保存がサービスに組み込まれている。

21 養子縁組成立後の予後調査および支援はどのように行なっていますか

①国内養子縁組の場合：子どもが委託されたら，ソーシャルワーカーは 6，12，18 か月の時に家庭を訪問して瀬ポートを作成し提出することになっている。

子どもを迎えてからのステップとして子どものかかりつけの医者を見つけること，実親と約束したレベルでの開放的な関係をもつ予定を立てること，地域のサポートネットワークを探すこと，BC 州の養親家族協会に加入して情報や支援を受けることにより日常生活の中での問題や課題に対処できるよう社会資源も示されている。

養子縁組後は毎年 9 月に行われるピクニック，実母の日のピクニック(母の日の前)も行われ，養子縁組後にうつに陥った時の相談先の情報も掲載され安心して子どもとの生活が行えるように情報提供がなされている。

- ②国際養子縁組の場合：同じ国から養子を迎えた家族が集まる機会も設けられている。エチオピアから来た子どもの場合は、はじめはソーシャルワーカーによりレポートの提出が求められるが、その後 16 歳になるまで家庭で毎年セルフレポートを書くことになっている。
- ③親族間養子縁組の場合：養親の第 1 選択肢として親族が候補にあげられる。そのため支援は国内養子の場合と同様に行われると思われる。

22 養子縁組記録の保存と情報の開示はどのように行なっていますか

- ①保存する情報に関する規定はありますか：永年保存
- ②どの機関が情報を管理保存していますか：人口動態統計局（Vital Statistics Agency）
- ③情報開示の条件又は支援はどのように行なっていますか：

養子縁組法第 5 章で、公開と開示に関する事項が定められている。実親と養親が、進行中の情報交換又は接触に同意することができる公開同意（openness agreement）が考慮される。合意できる者には、養親あるいは養親となる者、子どもの親族、子どもとの関係を構築してきたすべての者である。公開合意が行える時期は、養子縁組をすることに対する同意権者の同意がなされた後である。子どもが十分な理解力を有するとき、子どもの意見は合意がなされる前に考慮されなければならない（第 59 条）。但し、子どもが 19 歳未満であるときには特別の配慮がなされている。即ち、養親及び子どもの親族は、規則に従い、公開の合意をすることに関する利益を示すため、ディレクターのもとに登録することができる。ディレクターは、双方が登録した場合、公開の合意をするとき双方を援助し、情報の交換を促進する。これらのことは、19 歳未満の子どもの養親およびその子どもの兄弟姉妹の養親がこの条文のもとで登録した場合にも適用される（第 60 条）。

養子縁組法では、開示拒否がない限り、成年者となった養子と実親に、互いの身元確認情報を得ることが可能である。成年者となった養子は、記録にある出生時の名前と生みの両親の名前を証明する出生登録証名称の原本の写しを、人口動態統計局に申請することができる。また、養子縁組命令の写しも申請できる。実親は、養子縁組による子の名前を知るために養子縁組記録の写しを申請できる。

旧法にもとづき、養子となった者又は養子縁組のため託置された者、あるいは自らのプライバシーを保持したいと考える者は、身元確認情報の公開を禁止する開示拒否を人口動態統計局に提出することができる(第 65 上代(1)項)。拒否は、それを提出した者によって解かれるまで又はその者の死後 2 年間効力をもつ(第 65 上代(5)項(6)項)。

23 養親から徴収する養子縁組の費用に関する規則がありますか

養子縁組費用規則 (Adoption Fees Regulation) がある。

24 子どもを委託された養親家族への社会的援助はどのように行なっていますか

①援助の内容：・養子縁組をして子どもを迎えた養親は子どもが何歳でも 9 ヶ月の休暇(leave)が取れる。・公的機関の養子縁組はリスクの高い子どもたちを扱うため、養子縁組成立後 (post adoption assistance) の財政的な支援がある。12 歳以下の子どもには毎月 700 ドル、12 歳以上では 800 ドルが支給される。それに対する課税はない。・認定養子縁組機関から養子縁組した場合、経済的支援として養子縁組後に実子がいる場合と同じ子育て支援手当が受けられる。・CPP disability pension といって将来、実親が障がい者になったり死亡した場合、子どもは 18 歳になるまで年金を受け取る資格がある。・先住民の子どもを受託した養親は Aboriginal Benefits という給付を受け取ることができる。

②援助はいつから受けられますか：養子縁組成立後から受けられる。

D 課題

25 法律又は実践について対象国で課題とされていることをお書きください。

カナダでは、若年者のアルコール、ドラッグ過剰摂取の問題や社会的養護を必要とする子どもの割合が先住民の子どもが多くを占めていることも課題としてあげられる。住民に対する保護策など様々な施策を講じているが未だ改善の途上である。

(以上)

A. 理念

1 養子縁組の目的をどのように定めていますか

養子縁組特例法は、第1条(目的)において、「この法律は、要保護児童の養子縁組に関する要件及び手続等の特例と支援に必要な事項を定めることにより、養子になる児童の権益と福祉を増進することを目的とする」と定めている。

また、第3条(国等の責務)には、「国と自治体は子どもが生まれた家庭で健やかに育つことができるように支援し、生まれた家庭で育つことが困難な場合は、健やかに育つことのできる他の家庭を提供するために必要な措置と支援をしなければならない」と定めている。

2 養子縁組の実務に関する基本的方針や位置づけは何ですか

養子となる子どもの9割以上が未婚の母の子どもという状況であったが、母子分離のハードルが非常に低かったことへの反省から、2011年8月に改正された養子縁組特例法では、上記の第3条に、養子縁組を進める前に「国と自治体は子どもが生まれた家庭で健やかに育つことができるように支援」することを明記した。国内養子縁組の9割以上が0歳児であり、実親が育てることが困難である場合は、まず家庭養護の一環として養子縁組が選ばれる。

B 体制

3 養子縁組に権限ある当局とその任務について

①所属機関名(国の省庁又は州等の自治領の行政機関名):保健福祉省

②主な任務:・養子縁組機関の認可 ・社会的養護および養子縁組制度政策の樹立 ・関係機関の調整 ・ハーグ条約批准に向けての法制度整備 ・保健福祉省の長官,市・道知事又は市長・郡首・区長が養子縁組機関を運営する者に対して所管業務に関する必要な指導監督をすること,業務に関する報告,又は関係書類の提出を命じ,所属公務員により養子縁組機関の事務所あるいは施設に出入りし,

検査し質問させることができる。

4 中央当局とその任務（養子縁組に関する国の代表機関）

①指定機関：2013年にハーグ条約に署名し、現在、批准に向けて準備が進められている。中央当局をどこにするかについても現在調整中である。

5 養子縁組機関（養子縁組仲介活動を許可されている公民の機関）

①公的機関：国内に2か所

②民間機関：国内外養子縁組専門機関：3か所(すべて民間機関)

国内養子縁組機関：34か所(8か所以外は、上記の専門機関の支部)

6 民間の養子縁組機関の認可条件はなんですか

第20条 養子縁組機関：社会福祉法人として保健福祉部長官の許可を得ること。ただし、国内のみをあっせんするものは、市・道知事の許可を得ること。外国人は養子縁組機関の長になれない。養子縁組機関の長および従事者は、子どもの人権を守り、健全な養子縁組文化を定着させるために、定期的に保健福祉部令で定める補修教育を受けなければならない。

第21条 養子縁組機関の義務

①養子縁組を依頼された者の権益の保護，父母を探すための努力

②養親の調査

③養親の教育

④中央養子縁組院への情報提供

⑤記録保管

⑥記録の永久保存

⑦記録に必要な事項は、保健福祉部令で定める⇒施行規則23条

子どもの姓名・住民登録番号・住所，出生日時および場所，性別，障がい又は疾患の有無と種類

実親の姓名・住民登録番号・連絡先，養子縁組の事由，養子縁組同意に関する事項，

情報公開に対する同意の可否

養親又は養親になる者の氏名・生年月日・国籍・住所及び連絡先

家庭裁判所の許可確定時期および養子縁組申告日

養子縁組特例法施行規則 21 条別表 1 養子縁組機関の従事者の基準

医師 1 名，看護師 1 名以上，事務職員 1 名以上，子ども相談員 50 人あたりに 1 人

資格：①大学で社会福祉あるいは児童福祉関連分野を専攻した者

②大学を卒業後養子縁組機関で 2 年以上関連業務に従事した者

③児童福祉法第 13 条に基づき児童福祉専担公務員として 3 年以上勤務した者

7 認可された民間の養子縁組機関に国又は自治体の財政的援助がありますか。

どのような経費に対して援助がありますか

斡旋費用については，2006 年「国内養子縁組活性化総合対策」に基づいて斡旋手数料 200 万ウォン(2006 年の相場で約 25 万円)が支援されることとなり，2007 年から養子縁組斡旋料を養親から一切受けてはならなくなった。

2015 年現在，養子縁組専門機関は政府から 1 件につき 270 万ウォン(約 27 万円)，養子縁組機関は 100 万ウォン(約 10 万円)が補助されている。

養子縁組特例法施行令第 6 条(養子縁組斡旋費用)には，①人件費，②子どもの養育費，③手続きにかかる費用，④養子縁組機関の運営費および広報費を合算した費用を養親から受け取れることとなっている。実際には，国際養子縁組については養親の負担以外に，国の補助および養子縁組機関が属する法人からの補助もあり，三者で負担している状況である。

8 最近，養子縁組前提で委託された子どもの数が分かりましたらご記入ください。

①国内養子縁組成立：2013 年～686 人，2014 年～637 人(全国)

②国際養子縁組成立：送出した子の数＝2013 年～236 人，2014 年～535 人(全国)

※韓国は養子縁組前提の里親制度はなく，すべて成立した時点での件数である。

9 養子縁組機関以外の養子・養親の相談支援機関又は支援システムやグループ活動

の状況

代表的な養子縁組機関のホルト児童福祉会、東邦社会福祉会、大韓社会福祉会は、それぞれ養親の自助グループが活動している。また養親、養子、養子縁組を考えている者、関連分野の従事者が参加している「健康な子育てのための養子縁組家庭の集まり」があり、オフラインとオンラインで活発な活動を行っている。オンラインでは養子縁組を考えている人やからの相談も多く、子育てに関わる様々な相談から真実告知などについてまで、幅広く意見交換の場となっている。養親家庭への支援は下記のとおりである。

養育手当(16歳までに月15万ウォン)、障がい児への養育補助金、医療費支援
医療給与1種として指定し医療費支援、子の心理治療費支援(月20万ウォンまで)。

10 養親又は養子縁組機関の職員の研修専門機関について

1) 養親の研修はどのように行われていますか(プログラムの概要を含めて)

養子縁組特例法施行令第5条(両親になる者の教育)①法第10条第3項の「保健福祉部令で定める所定の教育」とは、次の各号を養子縁組機関が行う教育をいう。

- 1.養子縁組と離縁の要件、手続及び効果
- 2.養子縁組家庭支援に関する情報
- 3.子どもの養育方法
- 4.養子の心理と情緒に関する情報
- 5.養子縁組アフターサービスに関する情報
- 6.その他保健福祉部長官が必要と認めた事項

②養子縁組機関の長は、両親となる者が第1項の規定による教育を終えた場合、別紙第1号書式の養親教育履修書を発行しなければならない。

2) 養子縁組機関の職員の研修はどのように行われていますか

養子縁組特例法施行規則第18条(養子縁組機関従事者の教育)

①法第20条第4項の「保健福祉部令で定める教育」とは、次の各号の事項が含まれている教育をいう。

- 1.カウンセリングの理論と相談者の倫理と姿勢

- 2.養子の状態と心理的特性
- 3.未婚の母に対する理解と相談的アプローチ
- 4.養子関連法令および制度の動向
- 5.養父母と養子縁組家庭の理解
- 6.その他保健福祉部長官が必要と認める事項

②第1項の規定による教育時間は、養子縁組機関の長の場合、毎年4時間以上、養子縁組機関従事者は、毎年8時間以上とする。

③保健福祉部長官は、第1項の規定による補修教育を「高等教育法」第2条第1号・第4号の規定による大学・専門大学、「韓国保健福祉人材開発院法」による韓国保健福祉人材開発院、そのその他保健福祉部長官が指定する専門機関に依頼することができる。

11 養子縁組あっせんの対象となる子どもについて

①法律による規定はありますか（例．年齢やタイプ）

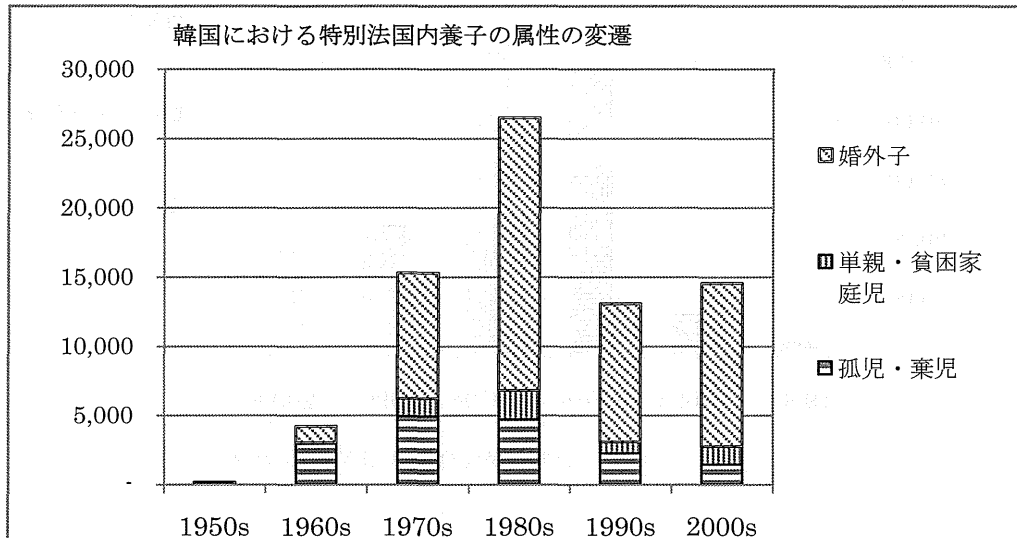
養子になる子どもは、養子縁組特例法第9条に下記のように定められている。

第9条(養子となる資格): この法によって養子になる者は、児童福祉法による要保護児童であり、以下の各号のうち一つに該当する者でなければならない。

- 1 保護者から離脱した者で管轄のソウル特別市長、直轄市長および道知事あるいは市長・郡首・区長が扶養義務者を確認できず、国民基礎生活保障法による保障施設に保護を依頼した者
- 2 親（親が死亡その他の事由により同意できない場合は、他の直系尊属をいう）又は後見人が養子縁組に同意し保障施設あるいは第20条に基づく養子縁組機関に保護を依頼した者
- 3 法院(裁判所)によって親権喪失の宣告を受けた者の子で市・道知事あるいは市長・郡首・区長が保障施設に保護を依頼した者
- 4 その他扶養義務者が知られていない者で、市・道知事又は市長・郡首・区長が保障施設に保護依頼した者

②国内養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

国内において養子縁組される子どもの背景(1958-2010)

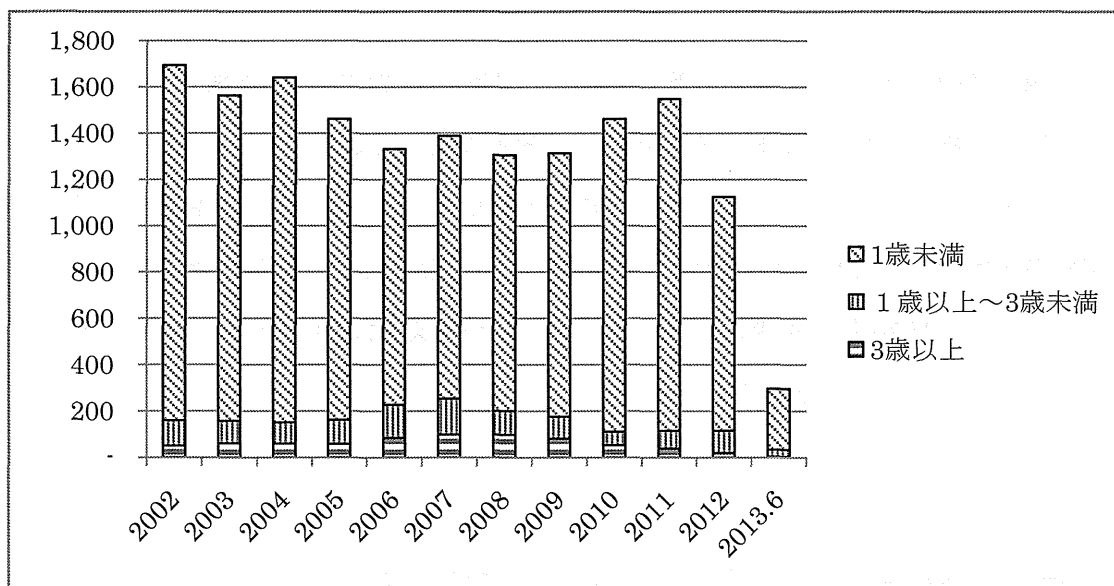


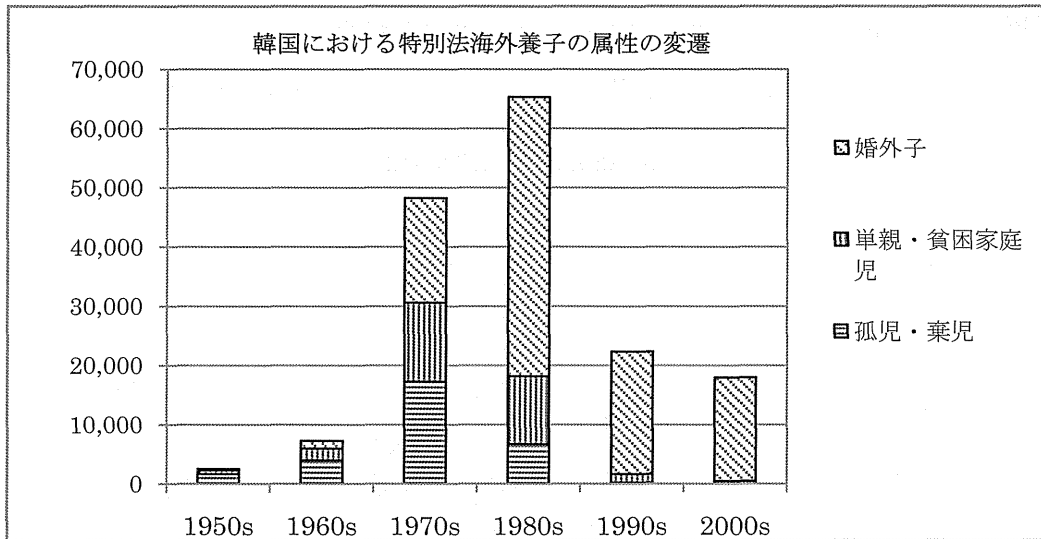
資料：保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』

③国際養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向：送出しの場合

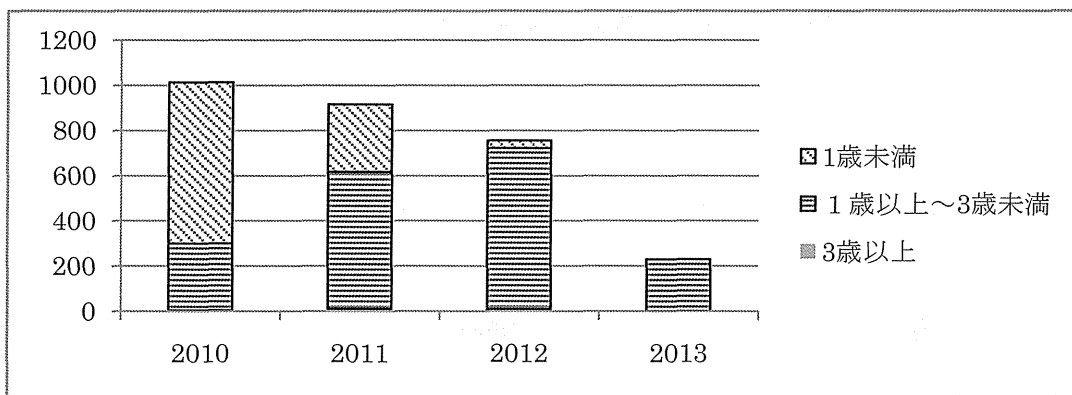
下記の3グラフを参照のこと。

国際養子縁組される子どもの背景(1958-2012)





出典：保健福祉部(各年度)『国内外養子縁組統計』



朝鮮戦争後に発生した多くの孤児に対する対策として国際養子縁組から始まったが、孤児の減少とともに、様々な理由により家庭で育てられなくなった子どもが大多数を占めるようになる。1958年から1970年代までには棄児やひとり親家庭が多く、家庭が貧困であるため子どもを育てられないという理由で養子縁組の対象となっていた。しかし1970年代後半から未婚母の子どもが増え、1980年代からは未婚母の子どもが最も大きな割合を占めている。

C 実践

12 妊婦からの相談に養子縁組機関はどのように対応していますか

①養子縁組機関による対応（情報の提供や妊産婦の保護等）：

2011年の養子縁組特例法により、第13条（養子縁組に同意の要件など）に養子縁

組機関の責務として、養子縁組に同意する前に自ら子どもを育てる場合、どのようなサポートが受けられるかについて、また養子縁組の法律的な効力等に関して十分な相談を提供しなければならなくなった。妊産婦の保護については、下記に述べる「未婚母子施設」を養子縁組機関が運営する例が多かったが、そのことが実母自らの子育ての選択を妨げるという指摘から、一人親家族支援法の改正により、2015年7月から養子縁組機関による「未婚母子施設」の運営は禁じられた。

②妊産婦を援助し保護する機関又は施設はどのように組織されていますか：

実親支援の中核を担っているのは、未婚の女性が妊娠・出産期に1年ほど入所できる「未婚母子施設」である。食事などの基本的な生活から分娩などの医療サービス、また自立のための支援を受けることができる。1970年代に婦人保護事業の一種として始まり、1989年に母子福祉法が制定される際に母子福祉施設として盛り込まれた。2015年2月現在全国に31か所ある。利用に際して原則は自治体長の措置によるが、緊急な支援が必要な場合は施設長の判断により入所できる。長い間、分娩する前後の短期間の保護と子どもの養子縁組が主な内容であったが、2005年以降、自らの養育を希望する未婚母の増加や、未婚母を「育てる母親」として支援しようとする動きが高まり、子どもを養育するための支援策が講じられるようになった。「未婚母子共同生活家庭」は2歳未満の乳幼児を養育している未婚母が2年間入居できるグループホームで、全国に220世帯が入所可能である。また、未婚母学生は妊娠が学校に知られた場合、校則により退学処分を受けるようになるため、妊娠の事実を告げず自主退学することが多い。退学後に学業を継続するためには、検定試験を受けるか、フリースクールに通うという選択になる。2010年に国家人権委員会は、教育科学技術部、女性家族部、保健福祉部長官および各市道教育庁の教育監に対して「青少年未婚母が教育を受ける権利を保障することは社会的課題であり、妊娠とともに学校を自主退学する事態は避けなければならない。青少年の未婚母の学習権を保障するために関連法律の整備を行うようにすべき」との勧告を行った。青少年未婚母が教育を受けられるフリースクールの多くは未婚母子施設が運営しており、2014年12月末現在全国に9か所のフリースクールがある。未婚母支援の先駆的な役割を担ってきたのは愛欄院という社会福祉法人で、2001年に青少年未婚母のためのグループホームを始め、2006年からは「On line

未婚母子支援センター」という地域に住む未婚母の支援事業を展開している。

③養子縁組機関とこれらの機関とはどのように連携していますか：

養子縁組機関と未婚母子施設の連携が多く、必要に応じて互いの機関の紹介が行われている。ただし、未婚母子施設は未婚母の自立支援に力を入れており、施設に入ったから養子縁組を選択するという流れではなく、熟慮の上に養子縁組を選んだ場合に連携を図ることになる。

13 子どもの親と家族又は第三者が養子縁組機関の援助を明確に希望するとき、家族が子どもを引取れない場合、どんな手続により子どもをどこで保護していますか

①手続：実親は養子縁組同意書(養子縁組特例法施行規則別紙書式8号)に署名し、子どもを養子縁組機関に預ける。その日から養子縁組完了日まで養子縁組機関長は後見人の職務を行い、その間親権は停止される。(養子縁組特例法第22条)

②保護から養親に委託されるまでの委託先はどこですか。その養育費をだれが負担しますか： 試験養育期間は設けられておらず、対象となる児童は、養子縁組機関が運営する一時保護施設あるいは独自に実施している委託家庭に一時的に委託される。養子縁組機関に預けられた子どもは「国民基礎生活保障法」に基づき、保護費用の支給を申請することができる。

14 親子関係不明の子ども、棄児、孤児に対して後見人が選任されていますか

・選任の有無：有

・後見人の選任はどのような形で行われますか

市・道知事又は市長・郡首・区長は親権者又は後見人のいない子どもがいる場合は、必要に応じて裁判所に後見人選任を申請する(児童福祉法第19条)。

15 実親又は後見人による養子縁組の同意について

1) 子の出生後いつから養子縁組の同意をとることが認められていますか：

未婚母の子どもが養子縁組の主な対象児になるなか、子どもが生まれる前に養子縁組の同意を取る、あるいは生まれてすぐの段階で同意を取るという状況があった。

その改善を図るべく、2011年特例法では同意するまでに1週間の熟慮期間を設けることとなった。子どもが養子縁組機関に預けられると、その日から養子縁組完了日まで養子縁組機関長は後見人の職務を行う(法第22条)。

2) 同意前に養子縁組に関する情報提供を法律は義務づけていますか :

第13条(養子縁組に同意の要件など)

- ① 12条第1項の規定による養子縁組の同意は児童の誕生日から1週間が経過した後に行う。
- ② 養子縁組に同意の対価として金銭又は財産上の利益、その他の利益を与えたり受けたりすることを約束してはならない。
- ③ 養子縁組機関は、第12条第1項で定めた養子縁組に同意する前に、実親が自ら子どもを育てる場合に受けられる支援や、養子縁組の法律的な効力等に関する十分な相談を提供しなければならない。相談内容等については保健福祉部令で定める。
- ④ 養子縁組機関は、第12条第4項に定められた養子縁組の同意前に、養子縁組される児童に養子縁組に同意の効果等に関する十分な相談を提供しなければならない。相談内容等については、保健福祉部令で定める。

3) 同意の形式や方法はどのように定められていますか :

第12条(養子縁組の同意) ①第9条各号のいずれかに該当する児童を養子にするには、実親の同意を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 実親が親権喪失の宣告を受けた場合
 2. 実親の所在不明などの理由で同意を得ることができない場合
- ② 実親が第1項のただし書の事由により養子縁組の同意をすることができない場合には、後見人の同意を受けなければならない。
- ③ 第9条第2号に該当する児童を養子にしようとする場合には、保護依頼時の養子縁組同意をもって、第1項の規定による養子縁組の同意に代えることができる。
- ④ 13歳以上の児童を養子しようとするときは、第1項又は第2項の規定による同意権者の同意のほかに、養子縁組される児童の同意を受けなければならない。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定による同意は、第11条第1項の許可があるまでは撤回

することができる。

⑥第1項から第4項までの規定による養子縁組の同意又は第5項の規定による養子縁組同意の撤回は、書面で行い、同意に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

4) 同意は親権の委譲を伴いますか。伴う場合、後見人を設置していますか

親権の委譲を伴う。子どもが養子縁組機関に預けられると、その日から養子縁組完了日まで養子縁組機関長は後見人の職務を行う(法第22条)。

16 子どもによる養子縁組の同意は何歳から必要とされていますか

上記の第12条(養子縁組の同意)の4項に13歳以上と定められている。

17 子どもの養子縁組の可能性を決定又は確認する第三者機関はどこですか

2011年の養子縁組特例法において家庭裁判所による許可制が導入された。それ以前は、保健福祉省の監督はあったものの、養子縁組機関に一任されていた。

18 養親希望者の相談と支援について

①情報提供に責任ある機関はどこですか：

保健福祉省と中央養子縁組院、各養子縁組機関である。

②養親希望者への養子縁組に関する情報提供はどのような形で行なわれますか

上記の各機関のホームページを通して養子縁組機関や手続きなどに関する情報を得られるが、その前に各養子縁組機関の自助グループあるいは「健康な子育てのための養子縁組家庭の集まり」というサイトを通して情報を集めることが多いようである。どの養子縁組機関に相談したらいいかという質問も多くみられる。その後、まず養子縁組機関に電話相談し、面接を行うという流れである。

② 子縁組機関は、養親希望者の申込みを受理する前にどんなことに配慮しますか

機関によって多少の違いはあるものの、許可制が導入されたため、家庭裁判所で
の審判をクリアするための条件を比較的詳細に伝え、養親希望者の養子縁組の動
機から様々な状況を確認する。また、なるべく新生児の女の子を迎えたいという
希望者が多く、男の子が海外養子縁組の対象になる状況から、養親とのカウンセリ

ングを通して男の子の受け入れ可能性についても打診している。

④機関が援助を決定するとき、養親希望者と権利・義務を明確にするため援助契約を結んでいますか： 援助契約ではないが、書面にて養子縁組の申請が行われる。

⑤養親の養子を育てる適性を知るためにどの機関が調査をしていますか

・調査機関：養子縁組機関

・調査内容：養子を扶養するのに十分な財産を有すること、養子に対して宗教の自由を認め、社会の構成員としてそれに相応する養育と教育ができること、児童虐待・家庭内暴力・性暴力・麻薬などの犯罪歴やアルコールなどの薬物中毒の経歴がないことと定められている。(養子縁組特例法第 10 条)

さらに法律の条文として明記されているわけではないが、養親による子ども虐待事件がきっかけとなり、心理検査による適性検査も必須項目とされている。調査機関(養子縁組機関)は、申請者の家庭・職場・近所などを 2 回以上訪問・調査しなければならず、そのうち 1 回以上は事前に知らせることなく訪問・調査することを定めている(施行規則第 8 条)。申請者が養親になる資格を有すると認める場合、調査機関は申請者に施行規則第 8 条に基づく「養親家庭調査書」を発行する。

・養親の年齢は 25 歳以上の者で養子との年齢差が 60 歳未満であること。外国人の場合は 25 歳以上 45 歳未満であること。(養子縁組特例法施行規則 4 条)

・提出書類(実務で要求される書類)：卒業証明書、家族関係証明書、心理検査報告書、健康診断書、薬物&アルコール中毒検査書、療養給付内訳書(勤労者が 3 日以内に治療できない業務上の負傷又は疾病にかかった場合支給される労災保険給付など)、在職証明書、源泉徴収証明書、地方税納付確認など。

⑥養親の適性を評価する機関はどこですか：

・その機関：心理検査を行う機関

・評価基準を文書化したもの：上記の養親の条件に含まれている。

19 子どもに養親を選定するためのマッチングはどのように行なっていますか

①国内養子縁組の場合：基本的に各養子縁組機関がもつケースでマッチングする。

② 県境を越えて広域的に行われる場合：2011年特例法改正以降、各養子縁組機関のケース記録は中央養子縁組院でも保管されるようになっており、将来的には広域間でのマッチングに活用することを目指している。

③ 国際養子縁組の場合：外国へ行く子どものマッチングは各機関の海外の協力機関から依頼されて養子縁組機関に預けられている子どもとのマッチングを行う。

20 養子縁組の審判前の養育期間中の養子縁組機関による子ども、その実親と養親に対する支援はどのように行われていますか

審判前の子どもの養育は、養子縁組機関の一時保護所か短期委託(養子縁組を待っている子どもを短期間預かる里親のことで、各養子縁組機関が独自にもっている)によって養育する。また、家庭裁判所の許可制が導入されたことで、届出のみの時期より養子縁組成立までの期間が大幅に伸び、日々の成長していく子どもを一日でも早く自分の手で育てたいという養親候補者からの意見が保健福祉省に多く寄せられた。そのため、保健福祉省は国内養子縁組の場合は、成立前に「体験委託」という形で子どもを預けることを容認している。養子縁組機関の聞き取り調査によると、ほぼ裁判が問題なく進むであろうと判断される場合、また子どもの養育に専念できる環境である場合などを考慮し、家庭裁判所から許可が下りない場合は子どもを返してもらうことを条件に「体験委託」を行っているとのことだった。

実親や養親への特段の支援はなく、実親に関しては未婚母子施設が担当し、養親については各当事者グループを通して支援を受けているようである。

21 養子縁組成立後の予後調査および支援はどのように行なっていますか

国内養子縁組、国際間養子縁組、親族間養子縁組をまとめて、成立後の支援に関する法規定は下記のとおりである。

第25条(事後サービスの提供) ①養子縁組機関の長は、養子縁組が成立した後、1年間、両親と養子の相互適応のために、次の各号の事後管理をしなければならない。

国外養子縁組事後管理に関する内容、方法など具体的な事項は、大統領令で定める。

1. 両親と両者の相互適応状態に関するモニタリングとこれに必要なサービス

2.養子縁組家庭での児童養育に必要な情報の提供

3.養子縁組家庭が身近に相談できる窓口の開設や相談要員の配置

②養子縁組機関の長は、当該国の協力機関を通じて養子が養子縁組された国の国籍を取得を確認し、その結果を第26条の規定による中央養子縁組院長を介して保健福祉省長官に報告しなければならない。

③養子縁組機関の長は、国外に養子縁組された子供のために母国訪問事業等大統領令で定める事業を実施しなければならない。

親族間の養子縁組は特例法の範疇には入らず、とくに定められているものはない。

22 養子縁組記録の保存と情報の開示はどのように行なわれていますか

①保存する情報に関する規定はありますか：

第21条の養子縁組機関の義務：記録保管，記録の永久保存，記録に必要な事項は，保健福祉部令で定める⇒施行規則23条，子どもの氏名，住民登録番号，住所，出生日時および場所，性別，障がい又は疾患の有無と種類，実親に関する情報（氏名・住民登録番号・連絡先，養子縁組の事由，養子縁組同意に関する事項，情報公開に対する同意の可否）養親又は養親になる者に関する情報（氏名・生年月日・国籍・住所及び連絡先），家庭裁判所の許可確定時期および養子縁組申告日。

②どの機関が情報を管理し保存していますか：

・各養子縁組機関および中央養子縁組院。養子縁組機関が廃業した場合は，すべての記録を中央養子縁組院に移管しなければならない。

③情報開示の条件又は支援はどのように行なっていますか：

第36条に養子縁組情報の提供について明記しており，養子になった者は，中央養子縁組院又は養子縁組機関が保有している情報を要請することができ，中央養子縁組院又は養子縁組機関長は実親の同意を得て情報を公開するようになっている。実親が情報公開に同意しない場合は，実親の個人情報以外の情報を公開する。請求対象となる内容は，実親に関する情報，つまり名前，生年月日，住所，連絡先，養子縁組の背景に関する事項，つまり養子縁組当時の実親の年齢，養子縁組日および養子縁組の事由，実親の居住地域名，養子となった人の養子縁組前の名前，住民登録番号，住所，出生

日時および出生場所、養子となった人が養子縁組前に保護された施設又は養子縁組機関の名称、住所および連絡先等である。

・情報アクセス権が保障されたのは、国際養子からの要求が反映された側面が大きい。彼らが韓国を訪問するもっとも大きな目的は家族探しであるが、再会に時間がかかる、養子縁組機関の情報を信頼できない、そもそも情報が残されていないなど、多くの問題点が露呈された。この現状を改善すべく、法改正が実現したのである。未成年者の場合は養親の同意を得て情報公開の請求ができる。

23 養親から徴収する養子縁組の費用に関する規則がありますか

第 32 条（費用の収納および補助）①第 20 条第 1 項の規定による養子縁組機関は、大統領令で定めるところにより、養親になる人から養子縁組斡旋に実際にかかる費用の一部を徴収することができる。

②国及び地方自治団体は、養親となる人に、第 1 項の養子縁組斡旋に実際にかかる費用の全部又は一部を補助することができる。

24 子どもを委託された養親家族への社会的援助をどのように行なっていますか

①援助の内容：養育手当の支給(16歳までに月 15 万ウォン)、障がい児への養育補助金、医療費支援、医療給与 1 種として指定し、医療費支援。子どもの心理治療費支援(月 20 万ウォンまで)、税金控除～基本控除および追加控除

養子縁組休暇制度～公務員を対象に 20 日間

アフタサービス～養子縁組成立後 1 年間、子どもの養育に必要な情報の提供、相談窓口の開設、海外養子縁組の場合は母国訪問事業、実親探しの支援、相談など

②援助はいつから受けられますか： 養子縁組審判が成立し、家族関係登録簿への記載後、手当てを申請した時点から受けられる。

第 35 条（養育補助金などの支給）では、①国及び地方自治団体は、養子縁組機関の斡旋を受けて採用された障害児など養子が健全に育つことができるように必要な場合には、大統領令で定める範囲内で養育手当、医療費、児童教育支援費、その他の必要な養育補助金を支給することができる。

②国及び地方自治団体は、養子縁組機関の運営費と「国民基礎生活保障法」に基づいて支給される需給品のほか、家庭委託保護費用を補助することができる。

③第1項の規定による養育補助金の支給と第2項の規定による養子縁組機関の運営費と家庭委託保護費用の補助に必要な事項は、大統領令で定める。

D 課題

25 法律又は実践において調査対象国で課題とされていることお書きください。

①中央養子縁組院の位置づけ：

2011年特例法改正により中央養子縁組院に多くの役割が求められており、民間機関の支援もその一つであるが、長年間民間が主導してきた歴史がありノウハウも蓄積されているため、中央機関として認められるまでに時間を要すると思われる。

また、2011年の改正法以前の情報を中央養子縁組院にすべて移行することとなっているが、その件数は膨大であり、民間機関の通常業務に加えて情報移行の業務を遂行するのは困難であるという現場からの声もある。すべてのデータが移行するには相当な時間を要すると思われる。

②ベビーボックスの問題

ベビーボックスは2009年12月にソウル市内のある教会内に設置された。熊本市にある「こうのとりのゆりかご」とは異なる点多々あるが、子どもを匿名で預けられる点は共通している。ここに預けられる子どもは2010年に4名、2011年に37名、2012年に79名に増え、さらに2013年には250人の子どもが預けられた。特に2012年改正特例法施行を境に4倍以上に増え、注目を集めるようになった。実親による出生届が大きな壁になり、未婚母が出生届を出せずベビーボックスに子どもを預けているとの指摘もあり、議論がなお続いている。

③養子縁組件数の減少

特例法改正後、養子縁組件数が減っているが、それは未婚母が自ら育てられるようになったからなのか、それとも子どもが家庭で育つ権利が奪われていると捉えるのかについて精査していくことが必要である。

(以上)

3. 米国ワシントン州の養子縁組とその実務 回答者：栗津美穂

A. 理念

1 養子縁組の目的をどのように定めていますか

アメリカの養子縁組の目的は、「子どもに恒久的な家庭を与えること」である。連邦法もワシントン州法も、養子縁組は実親や養親のためではなく、「子どもの最善の利益 (best interests of the child)」の原則に徹しなければならないことを明示している。米国では、法廷で養子縁組が決定されてから数ヶ月を“試験的な委託期間”と制定し、子どもが養親のもとで最善の利益に見合ったケアを受けているかどうかを、担当ケースワーカー、またはそれにかわる専門職が確認してから養子縁組を終結するのが最も一般的な実践になっている。

2 養子縁組の実務に関する基本的方針や位置づけは何ですか

アメリカの養子縁組に関する全ての実務は、「子どもパーマネンシーの確立」と「家庭的養護」を基盤にしている。養子縁組の実務は、この目標のもとに、legal process (法的な手順) を踏みながら遂行される。

連邦法の中にも養子縁組にかんする条項が含まれているが、基本的には、養子縁組の実務は50の州のそれぞれの州法によって司られている。また、ほとんどの州法に、以下の要素が含まれている。

- 養親に養育者として、実親と同等の権限が与えられること。
- 一部の例外を除いて、実親の同意書とともに、養子縁組が成立すること。
- 「子どもの最善の利益」についての基準。
- 養子縁組にかんする情報の機密性。
- 養子縁組が恒久的な養親と子どもの関係を保障することについて。

B. 体制

3 養子縁組に権限ある当局とその任務について

①所属する機関